

〈仕様書〉

1 事業概要

(1) 件名 石巻市学校給食費徴収管理システム構築及び保守業務委託

(2) 目的

現在、手作業によって遂行している学校給食費徴収管理業務をシステム化するため、新たに業務システムを構築するもの。

2 業務内容

(1) 業務の対象範囲

業務ユニット番号	業務ユニット名称	業務範囲	業務内容
122	学校給食費徴収管理システム	石巻市独自策定	システム構築及び運用開始後のサポート・保守

(2) システム構築及びサポート保守

別添の「石巻市学校給食費徴収管理システム構築及び保守業務委託に係る要件定義書（以下「要件定義書」という。）中「A. 総則 8 文書の構成」に記載している各要件を満たすシステムを構築することとし、設計、開発、システム稼働までテストや導入作業を含むすべての工程管理、稼働後のサポート保守を行うこと。

(3) データ連携について

別添の「要件定義書」及び「情報連携一覧」をもとに確実に連携が行えるようにすること。

3 プロジェクトマネージャ

(1) プロジェクトマネージャの設置

ア プロジェクトマネージャを設置すること。

(2) プロジェクトマネージャの要件

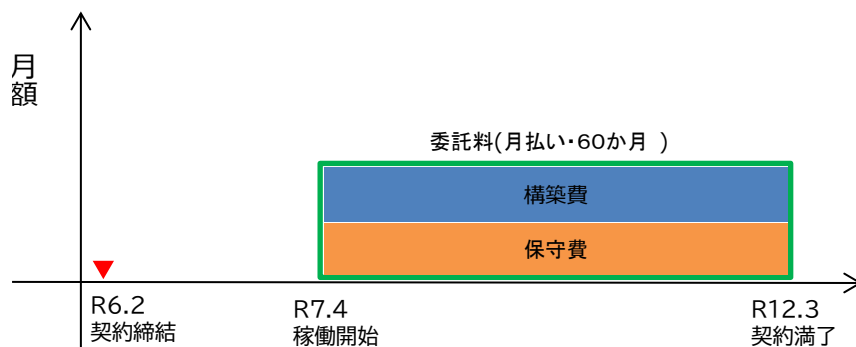
ア 導入する学校給食費徴収管理システム構築の責任者として、構築計画を立案し、計画した納期の達成について責任をもって管理する者

4 契約について

(1) 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

(2) システム稼働予定日 令和7年4月1日

(3) 支払方法 構築費と保守費を合わせた契約金額の総額をシステム稼働開始から60か月に分けて均等に支払うこととし、請求書を以て支払いを行うこととする。



(4) 契約金額に含むもの

ア 構築費：構築費として以下の内容を含む

(ア)パッケージ費：業務システムが標準で実装している機能に係るライセンス料、構築作業費、その他付帯費用

(イ)カスタマイズ費：業務システムが標準で実装していない機能を付加するために必要となる費用の一切

イ 保守費：稼働開始から60か月分の保守費

(5) 設置場所 石巻市教育委員会学校管理課

5 法令遵守

本業務を履行するにあたっては、石巻市個人情報保護条例（平成17年石巻市条例第15号）及び施行規則（平成17年石巻市規則第9号）、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）をはじめとする各種関係法令・規則等を遵守すること。

6 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降すべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により学校管理課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、学校管理課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

7 その他

- (1) システム開発及び保守にあたっては必要となる本市及び本システムと連携予定のシステム業者との打ち合わせ、または問い合わせに対応すること。
- (2) 本システムの本市への引渡し完了までの期間において、本市と打ち合わせを実施した場合は、その議事録を打ち合わせ終了後速やかに提出すること。
- (3) 本仕様書及び添付している各種要件に記載のないもの、詳細については契約締結業者決定後、学校管理課と協議し決定することとする。